

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日が休日  
のときは翌日）

## ◇告 示

### 目 次

- 国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出の受理
- 国民健康保険法第三十七条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十九条第三項の規定により登録があつたものとみなされるもの
- 漁船損害補償法第一百二十二条第一項の同意があつたものと認めたる旨
- 道路の位置の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第六百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のと

おり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の年月日

鳥取市伏野一、七〇九ノ一 昭和四十年八月十四日

### 鳥取県告示第六百四十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定に基づき、国民健康保険医の登録をしたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医一、一三五 佐野 正治 昭和四十年七月九日

### 鳥取県告示第六百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項の規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理年月日

木村医院 米子市東倉吉町六八番地 昭和四十年八月二十八日

多名部歯科医院 八頭郡佐治村加瀬木一、三三  
佐治出張所 八

鳥取県告示第六百四十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 登録の年月日

松本歯科医院 鳥取市上魚町 昭和四十年九月一日

竹田内科医院 米子市昭和町 十一日

鳥取県職員歯科診療所 鳥取市東町一丁目 十三日

西田内科 倉吉市塚町二丁目 十一日

川本内科 倉吉市上井町一丁目

鳥取県告示第六百四十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が

あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

米子産院平林産婦人科 米子市東福原五八四の三 昭和四十年十月九日

中河原診療所 岩美郡国府町中河原

鳥取県告示第六百五十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医一、一四二 伊野 正治 昭和四十年八月十一日

鳥取県告示第六百五十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤

師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医一、一三二 池田 茂之 昭和四十年六月 十一日

鳥国歯 二四七 上田 昌宏 " " 三十日

" 二四八 前川 邦宏 " " " " " " "

鳥国医一、一三六 菊川 寿子 " " 七月 十二日

" 一、一三八 濱崎 俊男 " " 二十日

" 一、一三九 田川 宗光 " " 二十二日

鳥国歯 二四九 山口富二雄 " " 一 十二日

鳥取告示第六百五十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医一、一四七号 安田 達司 昭和四十年九月 十八日

" 一、一四八号 石西 進 " " 二十五日

" 一、一四九号 鈴木 彬方 " " " " " " "

" 一、一五〇号 谷村 教俊 " " " " " " "

" 一、一五一号 山内 義正 " " " " " " "

" 一、一五二号 野嶋 明夫 " " " " " " "

鳥取告示第六百五十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国薬 一六一 田淵美保加 昭和四十年九月三日

鳥国医一、一四五 谷澤 千尋 " " 七日

" 一、一四六 福島 泰夫 " " " " " " "

鳥取告示第六百五十四号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、外江加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県告示第六百五十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十二月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

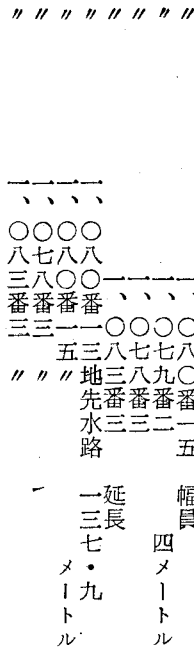
昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

米子市安倍七四一番地 米子市旗ヶ崎字呉服屋開村境 幅員 四メートル



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕